相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市安積町牛庭二丁目二一二番地、最後の住所福島県郡山市菜根屋敷二三番地の三五　被相続人　亡　山本　吾一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

福島県郡山市堂前町二番一八号　オフィスフォー一〇一号

相続財産管理人　弁護士　渡邊　涼子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市川内町五丁目一二六六番地、最後の住所群馬県高崎市箕郷町松之沢三三三番地　被相続人　亡　前原　佐吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

群馬県高崎市下豊岡町一八九番地三

相続財産管理人　樋口　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市新宿一丁目四四〇番地、最後の住所群馬県桐生市小曾根町八番二五号小曾根ホーム　被相続人　亡　新井　貞男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

群馬県桐生市錦町三丁目五番七号山田ビル

相続財産管理人　森　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間郡三芳町大字藤久保五四一番地一一、最後の住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保五四一番地一一　ハイホームみずほ台一一一号　被相続人　亡　堀米　奉文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目六番三八号

花磯ビル三〇一　秋山誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秋山　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区石島一九番、最後の住所千葉県浦安市今川一丁目一〇番一一号　被相続人　亡　山根正一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

事務所千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸島　一浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市小立野三丁目四五九番地、最後の住所石川県金沢市小立野三丁目二七番三七号　被相続人　亡　佐々木　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

石川県金沢市長田二丁目二四番三三号

相続財産管理人　向　貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲州市塩山上於曽九九一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　武井　玉枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

山梨県甲府市相生一丁目一番五号甲府西川ビル埴原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　花輪　仁士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区久米町六三五番地、最後の住所京都市伏見区聚楽町二丁目六八七番地、相続財産管理人選任公告上の最後の住所京都市伏見区聚楽町六八七番地　被相続人　亡　田邉　明夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

京都市中京区御幸町通丸太町下る御幸町ビル五階　京都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　黒澤　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本郷四丁目一五番地、最後の住所兵庫県赤穂市清水町一番地一八　被相続人　亡　永沼八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

事務所兵庫県姫路市神子岡前一丁目四番三号

相続財産管理人　弁護士　菅尾　英文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市吉岡温泉町四六六番地、最後の住所鳥取県鳥取市吉岡温泉町四六五番地　被相続人　亡　三木　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

鳥取県鳥取市本町三丁目一〇一番地　鳥取ビル　ゆうわ総合法律事務所

相続財産管理人　松本　啓介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市多伎町多岐四二一番地、最後の住所島根県出雲市多伎町小田五〇番地三潮風苑　被相続人　亡　山本　諒子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

事務所島根県出雲市今市町八六九番地七信和ビル二階

相続財産管理人　弁護士　金山　孝治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県玖珂郡和木町和木三丁目一六〇番地一、最後の住所山口県岩国市玖珂町六三八二番地　被相続人　亡　森脇光治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

山口県岩国市南岩国町一丁目一七番三四号森本ビル一〇二号

相続財産管理人　白木　裕二

第63期決算公告　平成27年6月30日

東京都品川区八潮2丁目1番2号

日本高速輸送株式会社

代表取締役　内山　典雄

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	595,002
	固定資産	1,239,571
	資産合計	**1,834,573**
負債及び純資産の部	流動負債	472,743
	固定負債	1,292,173
	株主資本	69,093
	資本金	100,000
	資本剰余金	235,000
	資本準備金	235,000
	利益剰余金	△265,907
	（利益準備金）	（11,950）
	（うち当期純利益）	（32,926）
	評価・換算差額等	564
	負債・純資産合計	**1,834,573**